

京都市告示第637号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年 3月 5日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伏見西部第五 経3号線	伏見区横大路北ノ口町12番地地先から 同区横大路西海道37番地地先まで	令和6年4月1日
伏見西部第五 経4号線	伏見区横大路西海道15番地地先から 同町51番地地先まで	令和6年4月1日
伏見西部第五 緯2号線	伏見区横大路北ノ口町11番地、11番地の 1合地地先から 同区横大路八反田8番地の1地先まで	令和6年4月1日
伏見西部第五 緯3号線	伏見区横大路六反畑25番地地先から 同町8番地の2地先まで	令和6年4月1日
伏見西部第五 緯4号線	伏見区横大路西海道31番地地先から 同町5番地の2地先まで	令和6年4月1日

(建設局土木管理部道路明示課)